

環境保全の理念と特許法の理念との調和についての模索

— インクカートリッジ事件を契機として —



会員 増田 守

目次

1. はじめに
2. 控訴審判決の紹介
3. 二つの法律の理念が競合するときの考え方
4. 特許法の理念を優先させた控訴審判決の妥当性
5. 環境保全の理念と特許法の理念を調和させる方策
6. 結語

.....

1. はじめに

特許消滅をめぐるインクカートリッジ事件の控訴審（知的財産高等裁判所 平成 17 年（ネ）第 10021 号特許権侵害差止請求控訴事件 平成 18 年 1 月 31 日判決）において、特許法の理念に基づいて特許権の行使を認めることによって環境保全の理念に反する結果となるような場合、環境保全の理念を優先させるべきか、あるいは、特許法の理念を優先させるべきかについて、大合議部の判断が出された。

本件事案の具体的内容に鑑みれば、特許権に基づく権利行使を認めた大合議部の判断自体には全く異論はないが、国民生活にとって有用かつ有限な資源の再利用の形態が、このまま一私企業の経営判断のみによって低いレベルに留め置かれてしまうことには、大いなる危惧を感じる。

本論考は、弁論主義の関係上、本件控訴審では採用し得なかったと思われる別の解決方法を提案し、環境保全に関する他の法律（環境基本法、循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法）の理念と特許法の理念を調和させようとするものである。

次項において、本論考に必要な範囲内において控訴審判決の内容を紹介する。

2. 控訴審判決の紹介

(1) 特許法の理念の優先

控訴審は、「本件特許権に基づく権利行使は環境保全の観点からも認められない」とした被控訴人の主張

は、この主張が権利の濫用等をいう趣旨のものであるとしても、採用し難いとした。

(2) 特許法の理念を優先させた理由

控訴審は、『環境の保全は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保及び人類の福祉のために不可欠なものであり、循環型社会の形成が、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務として、推進されるべきものである。したがって、特許法の解釈に当たっても、環境の保全についての基本理念は可能な限り尊重すべきものであって、例えば、製品等を再使用する方法の発明、再生利用しやすい資材の発明等を特許法により保護することが環境保全の理念に沿うものであることは明らかである。』としながらも、

『他方、特許法は、発明をしてこれを公開した者に特許権を付与し、その発明を実施する権利を専有させるものであるから、上記のような発明につき特許権が付与されたときは、第三者は、特許権者の許諾を受けない限り、特許発明に係る製品の再使用や再生利用しやすい資材の製造、販売等を行うことができないという意味において、環境保全の理念に反する面もあるといわざるを得ない。仮に、常に環境保全の理念を優先させ、上記のような場合に第三者が自由に特許発明を実施することができると思えば、短期的には、製品の再使用等が促進されるとしても、長期的にみると、新たな技術開発への意欲や投資を阻害することにもなりかねない。』

『そうすると、たとえ、特許権の行使を認めることによって環境保全の理念に反する結果が生ずる場合があるとしても、そのことから直ちに、当該特許権の行使が権利の濫用等に当たるとして否定されるべきいわれはないと解すべきである。』

とした。

また控訴審は、『被控訴人製品は、使用済みの控訴

人製品を廃棄することなく、インクタンクとして再使用したものであるから、この面だけを見るならば、被控訴人の行為は、廃棄物等を減少させるものであって、環境保全の理念に沿うものであり、これに対する本件特許権に基づく権利行使を認めることは同理念に反するおそれがあるといえることができる。』としながらも、

『しかし、循環型社会において行われるべき循環資源の循環的な利用とは、再使用及び再生利用に限られるものではなく、熱回収も含むのであるから、使用済みの控訴人製品をインクタンクとして再使用することだけでなく、これを熱源として使用することも、環境負荷への影響の程度等において差はあっても、環境保全の理念に合致する行為であるところ、』とし、

『本件において、控訴人が、控訴人製品の使用者に対して使用済みの控訴人製品の回収に協力するよう呼び掛け、現に相当量の使用済み品を回収し(インクジェットプリンタの使用者に対するアンケート調査によれば、使用後のインクタンクを業者が設置した回収箱に入れる者は、全体の約半数に上っている。)、分別した上で、セメント製造工程における熱源として、主燃料である石炭の一部を代替する補助燃料に使用し、燃えかすはセメントの原材料に混ぜて使用している。』とし、

『そうすると、本件の事実関係の下では、被控訴人の行為のみが環境保全の理念に合致し、リサイクル品である被控訴人製品の輸入、販売等の差止めを求める控訴人の行為が環境保全の理念に反するということができない』ものとした。

3. 二つの法律の理念が競合するときの考え方

民法によれば、所有権者は自己の財産を自由に使用・収益処分することができるが、建築基準法では、土地の所有権者といえども自己の土地に建物を建築するに当たっては建蔽率等の制限が課せられている。また、独占禁止法第23条によれば、『この法律の規定は著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しないとしている』、逆に言えば、特許権の正当な行使と認められないときには、独占禁止法が適用されるものとしている。

このように、同一事案について適用可能な二つの法律が競合する場合、一般法と特別法の関係、あるいは、

立法機関の議決による明確な国家意思によって、どちらの法律の理念を優先させるべきかが決まっていなかったときには、法律の執行に当たる行政機関又は司法機関としては、具体的事案に即して当該事案に対して各法律を解釈適用したときにもたらされる利益・不利益を比較衡量して個別に判断するほかはない。

4. 特許法の理念を優先させた控訴審判決の妥当性

(1) 本件控訴審判決以前の特許消尽論

従前の多くの学説及び判決例では、特許権者又は実施権者から特許製品が販売された時点で特許権は消尽するものとされており、特許製品に施された加工又は交換が「修理」に相当する場合には特許権の侵害は成立しない一方、その加工又は交換が「生産」に相当する場合には特許権の侵害が成立するものとされていた。

本件控訴審判決が指摘する通り、このように「修理」であるか「生産」であるかによって特許権侵害の成否を判断すべきものとする考え方では、特許製品に物理的な変更が加えられない場合に関しては、生産であるか修理であるかによって特許権に基づく権利行使の許否を判断することは困難である。

(2) 被控訴人の態度の妥当性について

控訴人より転得した本件インクタンクの液体収納室にインク再充填のための穴を開け、インク充填後に当該穴を完全に密閉して成る被控訴人製品は、実質的に特許製品に物理的な変更が加えられていない場合に当たるとして、これは特許権侵害の成否の判断が困難なケース、所謂「グレーゾーン」にあつたものといえる。被控訴人が、このように法解釈上のグレーゾーンにあることを奇貨として、インクタンクについて技術開発の投資を行わず、また、正当な特許使用料を支払わずに、加工又は交換工程における環境への配慮を怠りながら、控訴人製品と大差ない価格でリサイクル品を販売して相当の利益を挙げている本件事案では、環境保全の理念を持ち出して特許権に基づく権利行使を免れようとする被控訴人の態度については、筆者としては妥当性を認めることができない。

(3) 控訴審判決の妥当性

被控訴人のこのような態度と、控訴人が高いレベルにあるとは言えないとしても、資源有効利用と環境保全に一定の配慮を払っている事実を考慮して、前項の「二つの法律の理念が競合するときの考え方」に従えば、特許法の理念を優先させて控訴人勝訴とした控訴審判決は具体的妥当性を有するものである。

正義を主張する者は、自分自身が正義に悖る行為(不作為も含めて)をしていることを許されず、それを追認するような司法判断が出てはならないのである。

別の言い方をすれば、本件事案は、環境保全の理念と特許法の理念とのコンフリクトを真正面から考える事案としては、少し不適當であったものとする。

5. 環境保全の理念と特許法の理念を調和させる方策

(1) リサイクルシステムの確立

本件事案の判示内容は、司法的判断それ自体としては正しいけれども、特許発明の本質的部分にあたる部材を加工又は交換して成るリサイクル品全般について、同様な司法判断が繰り返される時には、環境保全の理念に反する事態が定常化することになる。

特許法の理念に反しない範囲内において環境保全の理念も共存させることとし、適法なりサイクルシステムの確立のための方策を検討すべきである。

(2) 特許権者等によるリサイクル仕様の特許製品の提供要請

容器の物理的な通常の耐用期間に比べて、当該容器に収納されている物品の費消の期間が格段に短い類の製品においては、詰め替え用の物品が容器とは別に販売されており、使用者には、当該物品を収納してある新規な容器を購入する選択肢と、容器は従前の容器を使用して詰め替え用の物品だけを購入する選択肢が与えられている例がある(例えば、洗濯機用洗剤や調味料、化粧品類等)。

循環型社会の推進には、このような販売方法は積極的に推奨されるべきであり、特許製品がこのような類型に当たる場合には(容器本体及び容器への物品収納方法それ自体について特許が設定されている場合であっても)、特許権者又は実施権者に対して特許発明を実施するに当たっては、使用者が詰め替え物品を容

易に再収納可能な設計態様(以下、「リサイクル仕様」という。)にて特許製品を製造すべきことを、行政指導として要請するべきである。

本件事案で控訴人が過去においてインク詰め替えタイプの別のインクタンクを製造していた事実を勘案すると、技術開発投資の回収及び技術開発意欲の減退防止といった、特許法の理念のみに基づく特許権者側の言い分に一方的に肩入れすることには、どうしてもためらいを感じざるを得ない。

使用者が詰め替え物品を容易に再収納可能な設計態様にて特許製品を販売しているにもかかわらず、使用者が当初の収納物品の費消時点において未だ耐用期間の経過していない容器を廃棄するような場合には、特許権者又は実施権者(以下、「特許権者等」という。)の義務として、容器を廃棄しないで詰め替え再使用するように使用者を啓発・誘導し、再使用可能な容器を回収して収納物品を再収納してリサイクルシステムに乗せるよう努力するべきである。

(3) リサイクルシステムの立ち上げ希望者による実施権の許諾要請

前記要請にもかかわらず、①特許権者又は既存の実施権者がリサイクル仕様による特許製品を製造販売しないか、製造販売したとしても実際の需要を満たすには不十分な数量しか提供していない場合、あるいは、②リサイクル仕様の特許製品を製造販売しているが、実際には収納物品の詰め替えによる容器の再使用を内容とするリサイクルシステムを構築しないか、構築したとしても当該システムの運営に不誠実な場合には、独自にリサイクルシステムを立ち上げようと希望する者は、リサイクルシステムの運営に必要な範囲内で、特許権者又は既存の専用実施権者に対して通常実施権を許諾するように協議を求めることができるものとする。

ここで付言すると、被控訴人は、控訴人のビジネスモデルは、『プリンタ本体を廉価で販売し、これを購入した顧客が純正品のインクタンクを高額で購入せざるを得ないようにして、不当な利益を得ようとするもの』であるとし、本件特許権に基づく権利行使を認めることは、消費者の利益を害し、特許権者を過剰に保護するものであると主張したが、控訴審は、『控訴人のビジネスモデルが被控訴人主張のようなものである

ことを認めるに足りる証拠はない』、また、『特許権者は、発明公開の代償として、独占実施による利益の享受を認められており、特許製品や他の取扱製品の価格設定は、独占禁止法等の定める公益秩序に反するものであるなど特段の事情のない限り、特許権者の判断に委ねられている』旨を判示した。

しかしながら、企業にとって製造原価はトップシークレットに属するものであり、第三者は通常の方法では製造原価を知ることは非常に困難又は不可能であるから、被控訴人としては、控訴人の収益構造を明らかにして、控訴人のビジネスモデルの不当性についての立証責任を果たすことはできなかったが、個人消費者を主流とする一般の使用者が控訴人製品のインカートリッジに抱いている割高感の疑念は、依然として伏在している。

前記収益構造の立証の成否はともかくとして、本件特許権が存続期間の満了等によって消滅したとき、そして、その消滅時点においてインクジェットプリンタがまだ消費者に受け入れられ市場に提供されているとき、インカートリッジの独占販売による利益をもはや享受できなくなった控訴人は、プリンタ本体（現在市場に提供されているプリンタ本体と比較して、注目に値する程の機能の改善や新規機能の付加がないもの）について、消費者物価指数の上昇率を超えた価格引上げを行なうことによって、その企業収益を確保しようとするのであろうか。仮にそのような価格引上げが実行されるときには、「控訴人は消耗品の割高販売によって企業収益を確保しようとした」とする控訴人のビジネスモデルに対する被控訴人の非難が、一定の真实性を帯びて来るように思える。

控訴人としては、自らのビジネスモデルについての謂われなき誹謗中傷を避けるためにも、環境保全の理念により高いレベルで合致した対応、すなわち、①詰め替え物品を容易に再収納可能な設計態様にてインカートリッジを製造販売すること、②インクタンクを廃棄しないで詰め替え再使用するように使用者を啓発・誘導し、自らリサイクルシステムを構築すること、あるいは、③自らリサイクルシステムを構築しない場合には、リサイクルシステムの構築を希望する者に対して積極的に実施権を許諾すべきなのではないかと考える。

(4) 裁定請求の許容

従来の考え方では、特許権者及び既存の専用実施権者は、前項の実施権の許諾要請に対しては、契約の相手方選択の自由の原則に基づいて、自己の経営判断で任意に拒絶することができる。

これに対して筆者は、「実施が適当にされていない場合」として、特許法第83条の規定による裁定請求を許容すべきであると考ええる。

現在の「裁定制度の運用要領」（経済産業省 工業所有権審議会 昭和50年12月1日決定 平成9年4月24日改正）によれば、第83条の規定による裁定の要件に関して、①「実施が適当にされていない」とは、『需要に対し極めて小規模で名目的な実施に過ぎないと認められる場合、単に輸入をしているだけで国内では生産をしていない場合等が原則としてこれに該当する』とし、②「特許発明の実施が適当にされていないことについて正当な理由があるとき」とは、『諸般の事情を総合的に勘案して判断するものとするが、その主要な事例としては、その特許発明の実施に必要な設備等が災害その他被請求人等の責に帰すことができない事情によって整備することができないためその特許発明の実施ができない場合、その特許発明の実施に必要な許認可手続が被請求人の責に帰すことができない事情によって遅延しているためその特許発明の実施ができない場合等が考えられる』としている。

このように現行の運用要領では、「実施が適当にされていない」事例として、専ら特許製品の供給数量の多寡に関心を持っているに過ぎない。

しかしながら、本件事案のように特許権者が必要十分な数量のインク充填済みインクタンクを市場に供給している事実があっても、当初に充填したインクを消費した後においてもインクの収納手段及び印字ヘッドへのインク供給手段としてその効用を実質的に喪失していないインクタンクを（仮に自己責任のもとに再生品を選択使用した使用者において印刷品質やインク詰まり等の点で受忍すべき程度の不利益があり得るとしても）、ただ一回限りの使用にとどめて直ちに廃棄処分し、再生使用よりも環境負荷が格段に大きい焼却処分による熱的エネルギー回収と、燃え滓のセメント原材料への混入のみに委ねることを、使用者に対し事実上強制していることに対しては、有限資源の有効利用の促進、地球温暖化防止に向けた環境負荷の削減の見

地から容認することはできない。

ちなみに、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第4条は、法第2条第10項の政令で定める製品（指定再利用促進製品）は、別表第4の上欄に掲げるとおりとしており、これにはプリンタが記載されている。ここで、「指定再利用促進製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要な製品のこととされる。この意味で控訴人製品のインクカートリッジはプリンタの一部に当たるものである。

以上の諸点を総合考慮すると、リサイクル使用が実質的に可能な製品を製造販売している特許権者等には、当該特許製品を個人使用者でも容易に再生使用できる仕様にて製造販売するように積極的に努めること（再生使用を容易にするための構造の付加や附属品及び治具の添付も含めて）を行政指導し、それに従わないときには、「実施が適当にされていない」として、第83条の裁定実施権の設定対象とするべきである。

我が国における「裁定」の実績としては、特許庁の整理によれば、特許権、実用新案権及び意匠権を合わせて23件（不実施関係9件、利用関係14件）の裁定請求があったが、どれも裁定に至る前に取下げられている。

技術標準の問題に関して「裁定実施権による対応の可能性」が、産業構造審議会知的財産政策部会の特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループで検討された経緯もあるが、前掲の「裁定制度の運用要領」の改訂又はその弾力的運用を視野に入れるべき時期に来ているのではないかと考える。

(5) 実施許諾制度又は裁定制度利用の効果

当事者同士の協議による実施権許諾と裁定による実施権の強制設定のいずれにおいても、特許権者又は既存の専用実施権者は、協議によって約定した特許使用料又は公正な手続を経て算定された特許使用料を受け取ることによって、自らの技術開発の投資を回収するとともに応分の事業収益を確保することができるので

あるから、この限りにおいて、特許権者等との利益調整は行なわれており、控訴審判決が懸念したような『新たな技術開発への意欲や投資を阻害する』ことはなく、特許法の理念には反しないものと言うべきである。

(6) 実施許諾制度又は裁定制度を利用しない者に対する制裁

許諾による実施権又は裁定による実施権のいずれも利用しない者は、他人の技術開発の成果に特許使用料を負担しないでフリーライドする者であるから、控訴審判決の趣旨に従って、不法に立ち上げたリサイクルシステムの運営は特許権又は専用実施権を侵害するものとなり、差止請求や損害賠償請求の対象となり、厳格に制裁されるべきである。

6. 結語

憲法第29条は、第1項で財産権の不可侵性を宣言し、財産権は最大限に尊重されるべきものと規定する一方、第2項では財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律で定めると規定しているのであるから、技術の発達と産業振興に有効なツールの一つである特許法といっても、立法、行政及び司法の各国家機関は、特許権に基づく権利行使が公共の福祉に反する結果となることがないように留意して施策を講じ、その方向性の下に諸規定を解釈適用する責務を負っている。

従来の「実施の適当性」の判断基準が専ら「供給数量」に置かれていた段階から、単に「供給数量」の多寡に拘泥するだけでなく、「社会公共の利益擁護の観点から制定された他の法律（環境基本法、循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法）の理念」にも深く配慮して、「供給されている特許製品の具体的な態様と質的内容」をも「実施の適当性」の考慮要素の一つとして積極的に組み込むことが必要であると考える。

第83条の規定による裁定制度の弾力的運用は、最終的には裁定権限者である特許庁長官の判断に委ねられているのであるが、今日の社会に共通の価値意識は、そのような判断に踏み切ることを許容する程度にまで醸成されているのではないかと考える。

(原稿受領 2006.4.25)